

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年度金融庁告示第百三十二号）

<p style="text-align: center;">今 回 の 改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後</p>
<p>（事業年度の記載事項） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（削る）</p> <p>5～7（略）</p> <p>（別紙様式第二号）</p>	<p>（事業年度の記載事項） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</u></p> <p>十二・十三（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額</u></p> <p>5～7（略）</p> <p>（別紙様式第二号）</p>

<p>(第一面) ~ (第二十九面) (略)</p> <p><u>(第三十面)</u></p> <p>(別紙)</p>	<p>(第一面) ~ (第二十三面) (略)</p> <p><u>(第二十四面)</u></p> <p>(別紙)</p>	<p>(第一面) ~ (第二十九面) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(別紙様式第四号)</p> <p>(第一面) ~ (第二十三面) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--	--	---